

環境適発第 2503316 号
令和 7 年 3 月 31 日

各都道府県知事・各保健所設置市
浄化槽行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室長
(公 印 省 略)

環境省関係浄化槽法施行規則の一部改正について（通知）

「浄化槽法施行状況点検検討会報告書」（令和 6 年 11 月公表）において、単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換に向けて特定既存単独処理浄化槽に対する措置を促進するため、「指定検査機関や都道府県等に対し、11 条検査結果報告書に特定既存単独処理浄化槽に該当するおそのの有無を明記することを統一ルール化し、環境省関係浄化槽法施行規則に定める」ことが今後の対応方針として示されたところである。

以上を踏まえ、環境省関係浄化槽法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年環境省令 10 号）が令和 7 年 3 月 28 日に公布され、令和 7 年 4 月 1 日より施行される。これにより、浄化槽法第 11 条第 2 項において準用する法第 7 条第 2 項の規定による報告事項について、「特定既存単独処理浄化槽に該当するおそのの有無」が新たに追加されることから、貴職におかれては、下記の事項に留意して、その運用に遺憾なきを期されたい。

なお、県下の指定検査機関に対しては、貴職より周知徹底されたい。

記

指定検査機関が、浄化槽法第 11 条第 2 項において準用する同法第 7 条第 2 項に基づき定期検査の報告を都道府県知事に行うに当たり、環境省関係浄化槽法施行規則第 9 条の 2 第 7 号が定める特定既存単独処理浄化槽に該当するおそのの有無を判断する際には、「特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針」（令和 2 年 3 月 2 日環境適発第 2003027 号環境大臣決定。令和 7 年 3 月 31 日環境適発第 2503315 号改定）を参考にされたい。